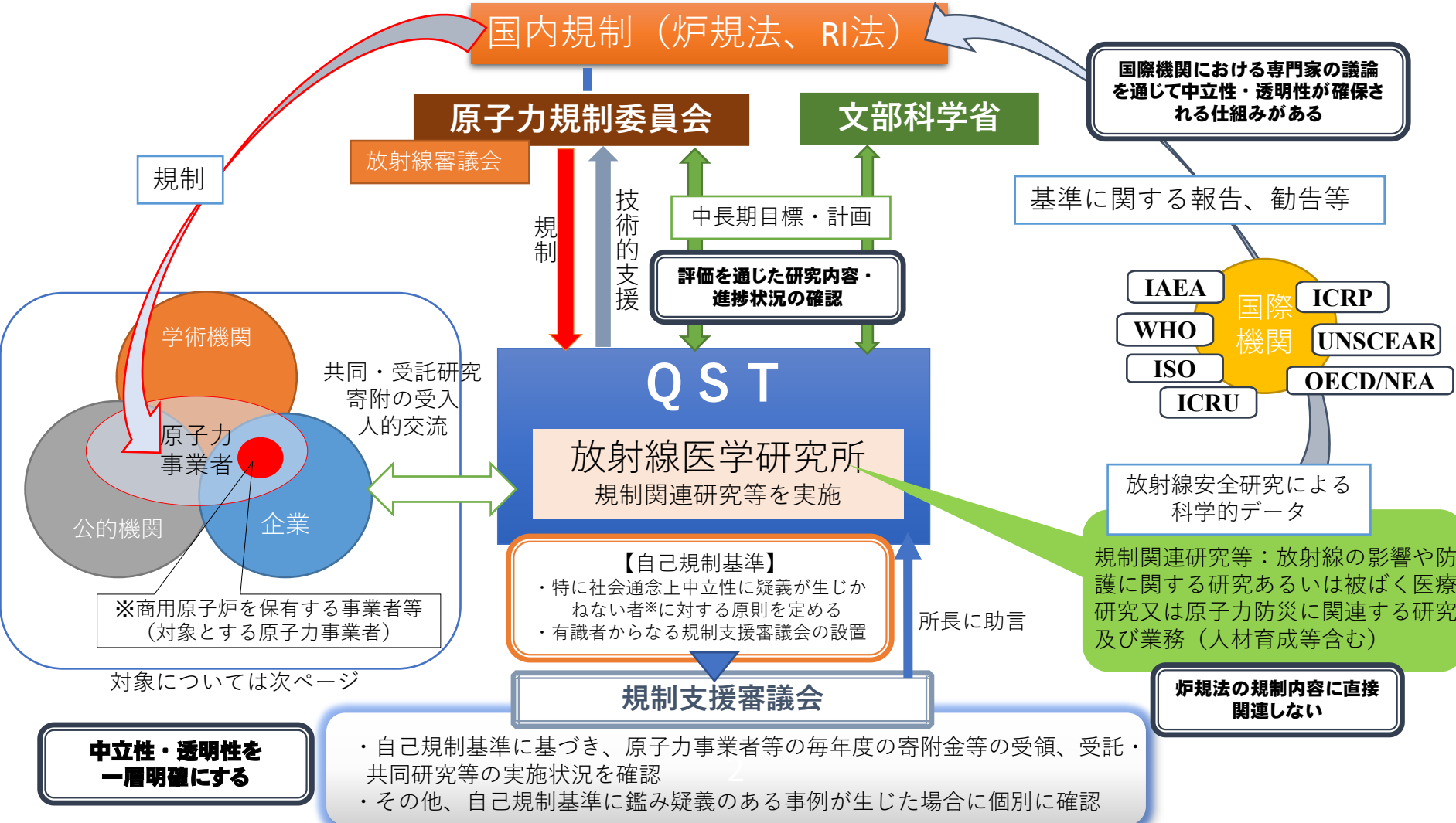


QSTは、炉規法及びR I法の被規制者である一方、原子力規制委員会の技術支援機関でもあり、規制関連研究等を放射線医学研究所において実施している。ただし炉規法の規制内容に直接関連するものは行っておらず、また、研究データが国内規制に反映されるまでには中立性・透明性を確保する仕組みがある。

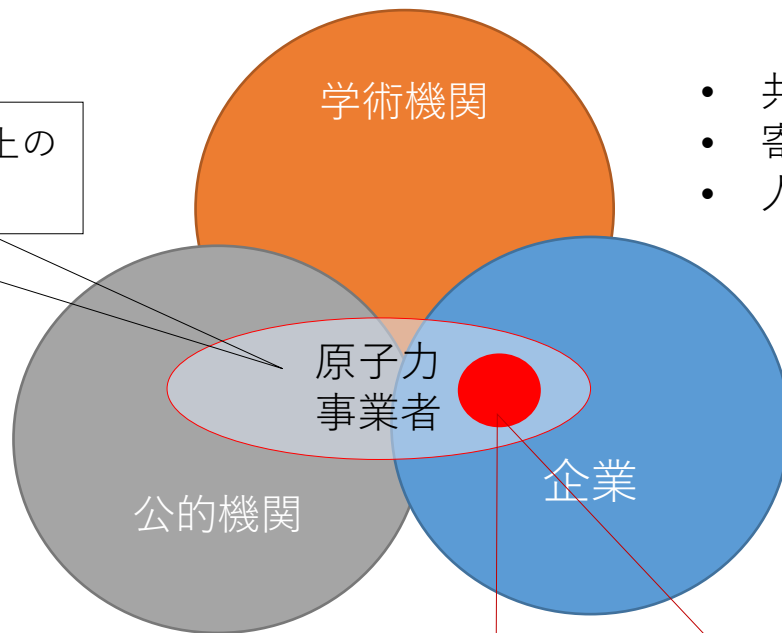
しかしながら、その中立性・透明性を一層明確なものとするため、自己規制基準において、社会通念上中立性に疑義が生じかねない原子力事業者（対象とする原子力事業者）との受託・共同研究等に関する原則を定め、外部委員からなる規制支援審議会の確認を得ることとしている。



QSTとの間で共同研究や受託研究等の契約や寄附金の受入がある機関

- 共同・受託研究契約
- 寄附の受入
- 人的交流

原子力災害対策特別措置法上の
原子力事業者



規制支援審議会の対象

原子力事業者の内、原子炉を保有する事業者等
【商用原子炉保有、加工、貯蔵等の事業者】
(自己規制基準(※)により対象とする原子力事業者)

ただし、疑義があるような事業は、審議にかける

※自己規制基準：

「放射線医学研究所における規制関連研究等の中立性・透明性の確保について(自己規制基準)」(令和6年4月1日)

<電力会社>

北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力ホールディングス(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)

<その他民間>

リサイクル燃料貯蔵(株)、日本原燃(株)、(公財)核物質管理センター、日本原子力発電(株)、原子燃料工業(株)、MHI原子力研究開発(株)、三菱原子燃料(株)、日本核燃料開発(株)、(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン、東芝エネルギーシステムズ(株)